

大阪市屋外広告物審議会 第3回部会

日時：平成21年9月8日（火）

午後3時～午後5時

場所：市会 第6委員会室

会議次第

1 開 会

2 議 事

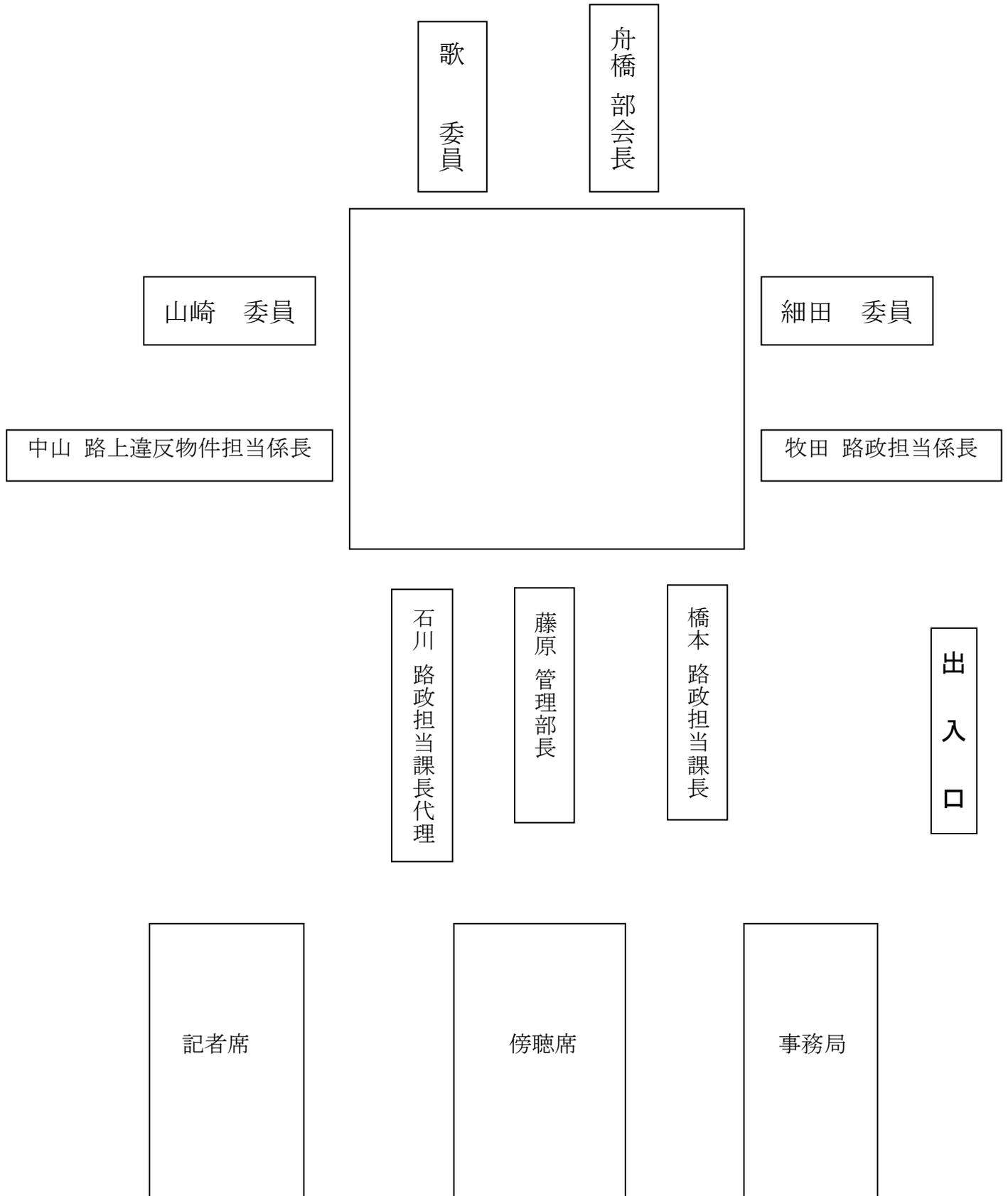
「公共施設等にかかる屋外広告物の規制の
あり方について」

（禁止物件・禁止地域・適用除外の見直しの検討について）

3 その他

4 閉 会

大阪市屋外広告物審議会 第3回部会 座席表



大阪市屋外広告物審議会 部会委員名簿

平成21年9月8日現在

	役職	氏名	職業
学識経験者	部会長	舟橋 國男	大阪大学名誉教授
	委員	歌 一洋	近畿大学教授
	〃	細田 みぎわ	大阪市立大学非常勤講師
業界団体	〃	山崎 雅雄	大阪屋外広告美術協同組合理事長

公共施設等にかかる屋外広告物規制のあり方について

① 大阪市屋外広告物条例の規制の概要

根拠法	○ 屋外広告物法 ○ 大阪市屋外広告物条例 法に基づく条例を都道府県、政令市、中核市等で制定して、規制を行う。
目的	良好な景観形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止
屋外広告物とは	常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもの 看板、立看板、はり紙、はり札、広告塔、広告板、建物その他工作物等に掲出され、又は表示されたもの

1) 禁止

禁止区域	掲出不可(例) <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1種低層住居専用地域等 ・ 文化財保護法で指定された国宝建造物の周囲 ・ 高速自動車国道法で規定する高速自動車国道等 ・ 鉄道及び軌道の線路区域、線路区域から展望することができる地域で、市長が指定した地域 ・ 古墳及び墓地 ・ 官公署、学校、研究所、図書館、美術館、科学館、博物館等
禁止物件	掲出不可(例) <ul style="list-style-type: none"> ・ 橋、トンネル、高架構造物等 ・ 街路樹及び路傍樹 ・ 街灯柱(道路管理者が設置するものに限る)、信号機、道路標識等 その他
簡易広告物の 禁止地域・物件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電柱 ・ 市長が指定する道路

2) 適用除外

適用除外	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他の法令の規定によるもの ・ 道先案内図その他公益上やむをえない広告物 ・ 7㎡以内の自家用広告物 その他
------	---

② 検討事項

1) 公共施設等への屋外広告物の掲出について

【禁止物件】

ア 道路照明灯へのバナー広告の掲出

現在は、大阪市が主催するイベントの周知バナーを「公益上やむを得ない掲出物件」(適用除外)として掲出を認めている。(大阪市の認定道路に掲出する場合は、協賛企業名及びロゴをバナーの1/5の大きさまで認めている。)

- イベントの事業費にあてるために協賛企業を募集する際、商品そのもの、商品名の掲出要望がある。

イ 歩道橋への広告掲出

現在は、認めていない。

- 歩道橋の維持管理費にあてるために、施設管理者からの要望がある。

ウ 禁止物件には指定していないが、商店街の所有する街路灯やアーケードなど広告の設置制限をしている物件への掲出

- 平成20年3月に出された、国土交通省の通達による要望が商店会等から出されている。

【禁止地域】

エ 大阪市役所庁舎や区役所等への掲出

現在は、大阪市が主催するイベントの周知横断幕を「公益上やむを得ない掲出物件」(適用除外)として掲出を認めている。

- 「光のルネッサンス」(12月開催)等のイベントで、大阪市役所本庁舎壁面に協賛企業広告の掲出や区役所が収入を得るために、壁面等に企業広告を掲出したいという要望がある。

【適用除外】

オ 禁止物件・禁止地域には、自家用広告物でも7㎡を超えると設置不可

禁止物件・禁止地域には、自家用広告物(体育館の名称、学校名等)でも7㎡を超えると掲出できない。私立学校などで自校の名前も7㎡を超える大きさでは掲出できない。

- 自家用について7㎡の規制は厳しすぎるのではないか。

カ 人、動物に表示される広告物

国のガイドラインでは、「人、動物又は車両（電車又は自動車を除く。）、船舶等に表示される広告物」は適用除外となっている。

- 本市では、車両、自動車は、車体広告として屋外広告物許可の対象としているが、人、動物については、実態として許可すべき対象としていないが規定が必要。

キ 輝度が高い照明、LED などの規制について、まぶしすぎる等の観点から規制の要望がある。

禁止物件

(○:禁止物件であるもの ×:禁止物件としていないもの)

物件名	モデル条例	大阪市	大阪府	堺市	高槻市	東大阪市
街路樹・路傍樹	○	○	○	○	○(支柱を含む)	○(支柱を含む)
橋梁	○	○	○	○	○	○
トンネル	○	○	○	○	○	○
高架構造物	○	○	○	○	○	○
分離帯	○	○	○	○	○	○
道路・鉄道の擁壁	○	×	○	○	○	○
地下道の上屋	×	○	○	○	○	○
街灯(道路管理者が設置するものに限る)	○	○	○	○	○	○
信号機	○	○	○	○	○	○
道路標識	○	○	○	○	○	○
道路上の柵	○	○(歩道柵に限る)	○	○	○	○
道路上の駒止	○	○(類するものを含む)	○	○	○	○
道路上の変圧器	×	○	×	×	○(電力用地上設置機器)	○(電力用地上設置機器)
消火栓・火災報知機	○	×	○	○	○	○
郵便ポスト	○	○	○	○	○	○
電話ボックス	○	○	○	○	○	○
送電塔	○	○	○	○	○	○
送受信塔	○	×	○	○	○	○
形像・記念碑	○	○(類するものを含む)	○	○(公共団体が設置するものに限る)	○	○
里程標	○	○(類するものを含む)	×	×	×	×
火の見やぐら	○	×	×	×	○	○
電柱・電話柱	○	○(はり紙、はり札等、広告旗、立看板等)	×(突出広告物1個、巻付広告物1個に限る。)	○(はり紙、はり札等、広告旗、立看板等)	○(はり紙、はり札等、広告旗、立看板等)	○(はり紙、はり札等、広告旗、立看板等)
街灯(道路管理者が設置しないもの)	○	×	×	○(はり紙、はり札等、広告旗、立看板等)	○(はり紙、はり札等、広告旗、立看板等)	○(はり紙、はり札等、広告旗、立看板等)
アーケード柱	×	×	×	×	○(はり紙、はり札等、広告旗、立看板等)	○(はり紙、はり札等、広告旗、立看板等)
道路上の変圧器	○	○	×	×	○(電力用地上設置機器)	○(電力用地上設置機器)
景観重要樹木	○	○(未指定)	○(未指定)	○(未指定)	○(未指定)	○(未指定)
景観重要建造物	○	○(未指定)	○(未指定)	○(未指定)	○(未指定)	○(未指定)
煙突及びガスタンク等タンク類	○	×	×	×	×	×
道路の路面	○	×	×	×	×	×

禁止区域

(○:禁止区域であるもの ×:禁止区域としていないもの)

物件名	モデル条例	大阪市	大阪府	堺市	高槻市	東大阪市
火葬場	○	×	×	×	○(支柱を含む)	○(支柱を含む)
官公署	○	○	○	○	○	○
学校	○	○	○	○	○	○
研究所	×	○	○	○	×	×
図書館	○	○	○	○	○	○
美術館	○	○	○	○	×	×
音楽堂	×	○	○	○	×	×
公会堂	○	○	○	○	×	×
記念館	×	○	○	○	×	×
体育館	○	○	○	○	×	×
天文台	×	×	○	○	×	×
記念塔	×	○	○	○	○	○
博物館	○	○	×	×	○	○
公民館	○	×	×	×	×	×
科学館	×	○	×	×	×	×
社寺・教会	○	×	×	×	×	×
病院	○	×	×	×	×	×
公衆便所	○	×	×	×	×	×
古墳・墓地	○	○	○	○	○	○

適用除外

(○:禁止区域であるもの ×:禁止区域としていないもの)

物件名	モデル条例	大阪市	大阪府	堺市	高槻市	東大阪市
他の法令の規定により表示し、設置するもの	○	○	○	○	○	○
道先案内図、その他公共上やむを得ないもので、公共団体又は公益法人その他これに類する団体が表示し、設置するもの	○	○	○	○	○ (基準有)	○
国又は地方公共団体が設置する公共掲示板に表示する広告物	○			○		
自己の氏名、事業若しくは営業を表示するもので自己の住所・事業所・事務所・営業所等に設置し、その広告物の大きさが規定の枠内のもの	○	○	7㎡以内	○	○	○
自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示し、提出するもの	○	○ (基準有)	7㎡以内 高さ5m以内	○ (基準有)	○ (基準有)	○ (基準有)
公職選挙法による選挙運動のために使用するポスター・立札等又はこれを掲出する物件	○			○		○
政党・政治団体その他の団体が政治活動として行う宣伝		○ (個人を含む。 基準有)		○ (個人を含む。 記載内容等 制限有)		
労働組合その他団体又は個人が労働組合活動として行う宣伝	○	○ (基準有)		○ (記載内容等 制限有)		
表示又は設置の期間が5日以内のもの	○		30日以内 はり紙・はり札・立看板 大きさ、明示事項あり	○	○ (30日以内 基準あり)	○ (30日以内 基準あり)
車両に表示するもの	○			路線バスを除く自動車 で、他の都市又は都 道府県に存する自動 車検査登録事務所に かかる自動車登録番 号を有するものに掲 出するもの	○	○
冠婚葬祭又は祭礼のため一時的に表示するもの	○	○	○	○	○	○
講演会のためのもの	○		敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る
展覧会のためのもの	×		敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る
音楽会のためのもの	○		敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る
その他これらにするする催物のためのもの	○		敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る
神社・仏閣等の行事その他地方の年中行事の内容を表示し掲出するもの	○					
その他知事・市長が別に定めるもの	○	○	非営利広告物 はり紙・はり札・立看板 大きさ、明示事項あり	○	○ (非営利広告 基準有)	○
工事現場の仮囲い	○	○ (基準有)				

屋外広告物審議会部会検討結果について(案)

平成21年3月30日の審議会において、部会での検討とされた事項について、次のとおりその検討結果を報告します。

【検討の背景】

近年、国の規制緩和の流れの中で、道路上の屋外広告物について、「地域における公共的な取組に要する費用への充当を目的とする広告物の道路占用の取扱いについて」(平成20年3月25日付国道利第22号、国道利第24号 以下「通達」という)が通知されるなど広告物を取り巻く社会情勢は大きく変化している。

本市においても地域の活性化やまちづくり活動の推進を図るために、公共空間への広告物掲出の要望があるとともに、地方公共団体の厳しい財政状況から、財源確保のための庁舎等への広告物の規制緩和の要請もなされているところである。

こうした様々な規制緩和の動きの中で、屋外広告物法の目的である「良好な景観の形成及び風致の維持、公衆に対する危害の防止」という規制の趣旨を十分に踏まえた上で、大阪市における屋外広告物の取扱いについて検討した。

あわせて、他都市の実態や社会情勢に鑑み、基準の見直しや新たに必要と考えられる規制等についても検討を行った。

【検討結果の概要】

1 公共施設等への屋外広告物の掲出規制の緩和

ア. 道路照明灯へのバナー広告の掲出

- ・ 地域活性化を目的としたイベントに伴う広告物の掲出について、試行実施を行い、その状況を検証した上で、実施することとする。

イ. 歩道橋への広告の掲出

- ・ 歩道橋の維持管理費用等にあてるための広告について、歩道橋の内側は掲出可能とする。

ウ. 広告の設置制限をしている物件(街路灯、アーケード等)への広告の掲出

- ・ 施設の維持管理費用等に充てるため、また地域活性化を目的とするイベントに伴う広告物の掲出について、試行実施を行い、その状況を検証した上で、実施することとする。

エ. 大阪市役所本庁舎や区役所等への広告の掲出

- ・ 地域活性化を目的としたイベントに伴う広告物の掲出について、試行実施を行い、その状況を検証した上で、実施することとする。

2 その他、従来規制の見直し

(1) 規制の見直し

オ. 禁止物件・禁止地域における自家用広告物の規制について

- ・ 学校、体育館等広告物の掲出禁止地域となっている場合でも、自家用広告物については、許可基準に基づく許可を受ければ掲出可能とする。

カ. 人、動物に表示される広告物の取扱い

- ・ 国のガイドラインと同じ適用除外(屋外広告物の規制では取り扱わない)の扱いとする。

(2) 新たな規制について

キ. 輝度の高い照明、LED 等の規制

- ・ 他都市の状況や技術面を含めて情報を収集し、どのような規制が可能か等、引続き検討する。

(3) 許可基準見直し

電柱の巻き付け広告について、掲出位置や大きさを緩和

- ・ 地上からの高さ (現行)2.3m以上 → (新)1.9m以上
- ・ 看板の縦の寸法 (現行)1.2m以内 → (新)1.5m以内

【進め方についての意見】

- ・ 試行的に行う項目については、「通達」にあるように関係機関で協議会を設置し、景観への影響や安全性への配慮を考慮した検討を十分に行って実施すること。
- ・ 実施結果について、検証を行い審議会へ報告すること。
- ・ 違反広告物の実態調査・対策についても引続き取り組むこと。

○公共施設等への屋外広告物の掲出について

	検討項目	現在の取扱い	禁止・制限の趣旨	国土交通省の通達	規制緩和等の動き	広告物の設置者(想定)	部会案	手法案	許可
禁止物件等	ア 道路照明灯への バナー広告の掲出	道路照明灯は、禁止物件の「街灯柱」にあたるため広告を設置してはならない。 ただし、「本市が主催するイベントの周知バナー」には、適用除外(公益上やむを得ない掲出物件)として、5分の1の大きさまで協賛企業名及びロゴの掲出を認めている。	・良好な景観又は風致を維持するため ・信号機・道路標識の妨害や見通しの不良等が生じ、公衆に危害を与えることも予想されるため	(取扱い例2) 地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とするものについては、広告物の道路占用については認める方向	イベント実施主体(商店街・NPO等) ↓ イベントの事業費に充てるため、商品そのものや商品名も掲出	i) 地方公共団体 ii) 地方公共団体を含む地域住民・団体等の関係者からなる協議会等 iii) 地方公共団体が支援するイベントの実施主体	地域活性化を目的とするイベントに伴う広告物の掲出を可能とする。	現在の取扱いについて、占有者の範囲を拡大、掲出枠を拡大、商品名等の掲出可能とするなど、基準を見直した上で、試行実施する。その後、試行実施の結果を検証した上で本格実施する。	道路占用十屋外広告物
	イ 歩道橋への広告掲出	禁止物件の「橋」に当たるため設置してはならない。 例外的な取扱いもある。	・同上		施設管理者 ↓ 維持管理費用に充てるために広告を掲出	i) 地方公共団体	歩道橋の内側は掲出可能とする。 (外側は交通上の支障となるため)	歩道橋の内側部分は、禁止の範囲外と解釈する。	
	ウ 広告の設置制限をしている物件(商店街の所有する街路灯やアーケードなど)への広告掲出	街路灯には、占有者名の表示しか認めていない。 アーケードには、統一添加看板の外、商店街振興組合が「恒例による大売出し等、商店街の商業活動のPRにかかわるもの」について臨時的に設置するものの掲出しか認めていない。	・道路占用許可に当たっては必要最小限しか認めないため ・良好な景観又は風致の維持及び公衆に対する危害防止の趣旨から、屋外広告物の観点からも問題がある。	(取扱い例1) 道路管理者以外の者が管理する施設の整備または維持管理に要する費用への充当を目的とするものについても、広告物の道路占用を認める方向(取扱い例2)上記	商店会等 ↓ 維持管理費用に充てるために広告を掲出 イベントの事業費に充てるため、商品そのものや商品名も掲出	i) 街路灯及びアーケード等の道路占用許可を受けている者	①施設の整備・維持管理のための広告掲出を可能とする。 ②地域活性化を目的とするイベントに伴う広告物の掲出を可能とする。	①②試行実施する。 その後、試行実施の結果を検証した上で本格実施する。	
禁止地域	エ 大阪市役所本庁舎や区役所等への広告掲出	禁止地域の「官公署」にあたるため設置してはならない。 ただし、本市が主催するイベントの周知横断幕について、適用除外(公益上やむを得ない掲出物件)として、掲出を認めている。	・役所の中立性・公平性の立場、機能の貫徹及び役所自体の美観の向上に努めることで、見本を示すため。		イベント実施主体 ↓ イベントの事業費に充てるため、壁面等に協賛企業名等の広告を掲出	i) 地方公共団体 ii) 地方公共団体を含む地域住民・団体等の関係者からなる協議会等 iii) 地方公共団体が支援するイベントの実施主体	地域活性化を目的とするイベントの周知・開催期間に限り広告掲出を可能とする。 ※イベントに関係ない常時掲出の広告物については今後の検討課題とする。	試行実施する。 その後、試行実施の結果を検証した上で本格実施する。	屋外広告物
適用除外等	オ 禁止物件・禁止地域における自家用広告物の規制緩和	禁止物件・禁止地域においては、自家用広告物(体育館の名称、学校名等)であっても7㎡を超えるものは掲出できない。			自家用について7㎡の規制の是非		学校・体育館等の7㎡を超える自家用広告物については、禁止規定のみ適用除外とする。 (許可は必要)	必要な制度改正を行う。	
	カ 人、動物に表示される広告物の取扱い	規定なし。 (国のガイドラインでは適用除外となっている)			規制の是非		適用除外とする。	同上	
	キ 輝度の高い照明、LED等の規制	規定なし。			まぶしすぎる等の観点からの規制の是非		規制の必要性に鑑み引き続き検討する。		

※試行実施に当たっては、実施要望のある地域を対象に、通達にある連絡協議会を設置して基準等を決めた上で行う。

「連絡協議会」の運用イメージ

